

厚生委員会記録

[第3日目]

1 日 時 平成29年12月18日(月曜日)

開 会 午前 9時58分

閉 会 午前11時29分

2 場 所 第2委員会室

3 出席委員 10人

委員長 堀 江 かず代

副委員長 舎 川 智 也

委 員 久 保 大 憲

// 松 井 邦 人

// 木 下 章 広

// 江 西 照 康

// 島 隆 之

// 村 石 篤

// 鋪 田 博 紀

// 有 澤 守

4 欠席委員 0人

5 説明のため出席した者

【市民病院】

| | | |
|---------------|----|-----|
| 病院事業管理者 | 泉 | 良平 |
| 院長 | 石田 | 陽一 |
| 事務局長 | 竹内 | 潤 |
| 事務局次長 | 古澤 | 富美男 |
| 参事（経営管理課長） | 高田 | 英俊 |
| 医事課長 | 横山 | 浩二 |
| 経営管理課主幹（調整担当） | 長森 | 貴弘 |

【環境部】

| | | |
|-------------------|----|-----|
| 環境部長 | 伊藤 | 曜一 |
| 環境部次長 | 平垣 | 伸明 |
| 環境部理事（環境センター所長） | 牧 | 修司 |
| 参事（環境保全課長） | 矢後 | 豊 |
| 参事（環境センター次長、管理課長） | 伊東 | 繁 |
| 環境政策課長 | 杉谷 | 要 |
| 環境センター業務課長 | 高土 | 春樹 |
| 環境政策課主幹（調整担当） | 中島 | 志津子 |

6 職務のため出席した者

【議会事務局】

| | | |
|-----------|----|----|
| 議事調査課調査係長 | 牧野 | 仁美 |
| 議事調査課主査 | 酒井 | 優 |
| 議事調査課主任 | 桂川 | 卓也 |

7 会議の概要

委員長 ただいまから、厚生委員会を開きます。
これより、市民病院所管分の議案の審査を行います。
議案第128号 平成29年度富山市病院事業会計補正予算（第1号）
を議題といたします。
これより、当局から説明を求めます。

病院事業管理者 〔挨拶〕

経営管理課長 〔議案説明資料により説明〕

委員長 これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

鋪田委員 今回は電子カルテシステムということですが、市民病院全体ではこれとは別に業務管理などのいろいろなシステムがあると思います。どれくらいのシステムのシステムが動いているものなのですか。

事務局次長 議案説明資料の上段にも記載してありますが、市民病院では電子カルテシステムを中心にいわゆる部門一例えば放射線や医事会計、検査

などそれぞれの部門にシステムがございまして、全てあわせると38のシステムがそれぞれ連携しながら構成されているという状況であります。

鋪田委員 38のシステムの1つが電子カルテシステムと理解してよろしいですか。

事務局次長 それで結構でございます。

鋪田委員 今回は電子カルテシステムについてですが、システム全体としては統合サーバ仮想基盤に統合するということになりますので、それぞれに関連性があると思います。当然、連動したほかのシステムについても同時に作業を進めていく必要があるのですか。

事務局次長 今回、電子カルテシステムを中心にこれと非常に密接につながっております、例えば医事会計システムや看護管理システムの一部等は合わせて更新させていただく予定にしております。その他のシステムについては、ただいま御指摘があったとおり、統合サーバ仮想基盤を平成28年度に導入いたしまして、臨床検査システムの一部を既に統合サーバ仮想基盤に移しております。今後さまざまなシステ

ムがそれぞれに更新の時期を迎えるに当たり、順次統合サーバ仮想基盤に寄せ換えることにしております。システム全体としてはすっきりさせて、稼働の効率性等を高めるとともに安全性等の向上にも努めていきたいと考えております。

鋪田委員 電子カルテシステム以外にも関連したシステムが更新の対象になっていくということなのですが、それは今回の補正予算一債務負担行為の中には入ってこないと理解してよろしいですか。

事務局次長 基本的には今言いました幾つか一回合わせて更新するものについては、先ほど申し上げましたとおり、今回の補正予算並びに平成30年度予算一coming年3月議会で御審議いただく分に入る形で設計等を進めているところでございます。

委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。

これより、議案第128号の討論に入ります。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

討論なしと認めます。

これより、議案第128号を採決いたします。
本案件は、原案のとおり決することに御異議
ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

御異議なしと認めます。

よって、本案件は、原案可決されました。
以上で、市民病院所管分の議案の審査を終了
いたします。

次に、市民病院所管分で、議案以外に、何か
質問はありませんか。

松井議員

質問というか要望になりますが、よろしいで
すか。さきの9月定例会のときに一般質問さ
せていただいたのですが、特定健診の受診率
が低いことを踏まえて、富山市民の方たちが
どういった状況なのかを把握するためにも、
やはり特定健診の受診率を上げる努力—市民
病院に通院されている患者さんや入院されて

いる患者さんに特定健診を受診する意識啓発を積極的に行っていただきたいという思いがありますので、そういったことを医師や看護師を含めた市民病院全体で取り組んでいただきたいと思います。それについての見解を聞かせてください。

院長

特定健診の受診率について、富山市が特に低いことは非常に問題視されております。県でも医療費適正化計画を立てる中で、特定健診の受診率の向上ということを目指されています。その中で病院としてできることは、委員御指摘のように、通院患者さんへ健診を受けるようにという勧奨です。富山市は非常に医療設備というか医療環境が整っているものですから、特定健診は受けなくてもいいという誤解をしておられる方が実は結構多いと聞いております。病院としてもぜひ啓発したいと思っておりますので、そのように進めていきたいと思っております。

久保委員

今12月定例会の一般質問の中でも、森市長は市民病院のあり方について、大胆な発想も踏まえて今後検討していかなければならないと。もちろん計画の段階ですから、いろいろな可能性について検討をしていくのは当然必

要なことだと思えます。その中には県立中央病院との統合というような、すごく大きなものも一度はテーブルに上げて、市民の皆さんの目線で、病院事業者の皆さんが市民にとって本当に資する形というものを考えていかなければならないのだろうとっております。当然、議員は議員個々の調査の中で皆さんに提案をしていくということも大事ですし、皆さんの提案に対して審議をしていくということももちろん重要であると思えますし、市として市当局が行うことも重要だと思えます。具体的に市民病院として、例えば病院のあり方を整理していくとか、そういった議論を始めていくというような計画であったり思いというものが現時点で何かあるのか教えてください。

病院事業管理者 森市長の御答弁にもありましたけれども、私はあらゆる可能性を模索してと捉えて聞かせていただきました。委員御指摘のように例えば……

委員長 もう少し大きな声でお願いします。

病院事業管理者 委員御指摘のように、あのとき市長がお示しなされたのは高知県の例であり、実はその間

に山形県でも同じような事例がございましたので、そのようなことも参考にしながらやっていかなければならないと思っております。実はそういった事例についての研究はしておりますけれども、具体的に富山市でどのようにするかということについての研究はまだ始めておりません。あのとき市長もおっしゃいましたが、県のリーダーシップも必要であり、今、県は医療計画を策定しています。その中で我々も富山医療圏として、これから策定を進めるというアクションを起こしていかなければならないと思っております。もちろん我々も研究はしておりますけれども、現時点では具体の中身についてはまだないというふうに申し上げておきます。

委員長 ほかにも質疑はありますか。

〔発言する者なし〕

委員長 ほかにはないようですので、この程度にとどめます。

以上で、市民病院所管分を終了いたします。

市民病院の皆さんは、退室願います。

説明員を交代いたしますので、しばらくお待ちください。

〔市民病院退室／環境部入室〕

委員長 これより、環境部所管分の議案の審査を行います。

議案第118号 平成29年度富山市一般会計補正予算（第5号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第4款衛生費中環境部所管分、

議案第130号 富山市斎場条例の一部を改正する条例制定の件、

議案第137号 損害賠償の額を定める件、

以上3件を一括議題といたします。

これより、順次、当局の説明を求めます。

環境部長 〔挨拶〕

環境部次長 〔議案第118号中
人件費補正について、
議案説明資料により説明〕

環境政策課長 〔議案第118号中
タバナン県廃棄物処理展開支援事業費について、
セーフ&環境スマートモデル街区整備事業費
について、
議案第137号について、
議案書及び議案説明資料により説明〕

環境保全課長 〔議案第130号について、
議案書及び議案説明資料により説明〕

環境センター管理課長 〔議案第118号中
ディスポーザー排水処理システム設置補助金
について、
議案説明資料により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。
質疑はありませんか。

村石委員 議案説明資料6ページの富山市斎場条例の一部を改正する条例制定の件について何点か伺います。先ほど環境保全課長は、長い目で見ると利用者数は減ってきたというぐあいにおっしゃられました。その要因としては、民間の葬儀会社さんが地域に幾つもできたということが考えられると思いますが、どうですか。

環境保全課長 今委員がおっしゃられたとおり、この施設は昭和40年代当初にできた施設であり、当時は親族や地域の皆様が葬儀を取り仕切っておられたものというふうに思っております。その後、民間の事業者さんがその分野に進出された結果、事業者さんは施設を当然お持ちになられますので、それに反比例といえますか、

それに応じて利用者が減ってきているというふうには思っております。

村石委員 ありがとうございます。長い目で見ると確かに減ってきているとは思いますが、議案説明資料に記載してある会館の利用実績を見ると、平成26年度から平成28年度にかけては微増かほぼ横ばいであるため、減少傾向にあるとまでは言えないと考えるのですが、どうですか。

環境保全課長 議案説明資料に記載してある数字について説明を少し追加させていただきます。会館の利用実績は平成26年度が207件、平成27年度が221件と200件台でございます。これは会館棟に法要等を行う部屋が5つございまして、1部屋を使われると1件というカウントの仕方での積み上げた数字でございます。統計としてこのような数字がありますので、ここに記載させていただきましたけれども、具体的に何件申請されたかを調べてみますと、申請件数は平成26年度から平成28年度までにおいて各100件程度の利用状況でございます。最近の葬儀形態は少しずつ変わってきており、直葬一法要をなさらない方や、あるいは家族葬などのように小規模化しており

ます。100件の中には法要を目的として利用される方だけではなく、骨上げまで単に待たれる場合や簡単な軽食をとられる場合もありますので、そういった数字も含んだものになっております。職員の感覚ですが、大体2割程度は単に待たれる方というふうに聞いております。

村石委員 ありがとうございます。私が調べたところ申請者数は平成26年度が102人、平成27年度が104人、平成28年度が111人になっています。その中には会館を全室借りている—2階を全室借りる、3階を全室借りるという方も、半数以上おられます。それはなぜかということ、1部屋では法要をして、もう1部屋ではその後食事をする—法要をしている間に業者の方が食事の準備をするということであり、半数以上の方が法要と食事をしているというデータをいただきました。そのようになっていますが、どうですか。

環境保全課長 全室を利用されている方が法要をされる方だと思っております。8割くらいの方が法要をされる方であり、全室を利用される方は法要をされているというふうに理解しています。

村石委員 逆に捉えていました、説明していただいております。多くの方が法要と食事をしているということを書いていただいております。

次の質問ですけれども、議案説明資料の目的には「葬儀の小規模化等、近年の葬送習慣にも対応できなくなっている」と記載されていますが、この会館は参列者の少ない家族葬や少子化で子どもの数が減るなどして親戚も少なくなっている人が使うため、私とすれば逆に今の葬送習慣に対応していると考えられるのですが、どうですか。

環境保全課長 この議案を提案させていただいております1つの大きな理由は、耐震性を備えていないという施設だからです。実績として、小規模化しながら法要をなされている方がそれだけいらっしゃると思いますが、その後もそのような施設を使い続けることが大切なのか、耐震性を備えていないということはどう捉えるかという点で、そのまま使っていくことはいかがなものかということで廃止を提案させていただいております。

村石委員 ありがとうございます。市民にとって本当に必要な会館だというぐあいに思います。そこ

で次の質問ですけれども、この会館は利用料が安いことが一番の特徴だと思います。2階を全室を借りても5,940円—これは冷暖房の加算がない金額です。3階2部屋を全室借りても5,400円です。利用料が安いことから低所得者の方にとっても使いやすい会館であると考えますが、どうですか。

環境保全課長 料金設定につきましては条例で規定しております。今現在利用されている方にとっては確かに低価格だというふうに思いますけれども、ただ、低価格で行おうとすれば、最近であれば家族葬などできるだけ低料金で受ける葬儀会社の方もPRされていると聞いておりますし、場合によっては地域にある自治公民館などを活用することもできると思いますので、見方として富山市斎場がそこにあるから利用されているといった面もあるのではないかと思います。

久保委員 すみません。話の途中だと思うのですが、条例制定の件という議案についての質疑だと思います。議案説明資料の最後の文章には、「富山市斎場の式場と会館の機能を廃止するもの」と書いてありますが、その上に「必要な耐震性能を備えていないことから、利用者

の安全確保ができていない」と書いてあります。こういった状況なので条例を改正したいということですよ。利用のあり方などそういったものはもちろんあるのですが、地震が起きた際に葬儀に参列されていた方や会館を利用されていた方が建物の倒壊により亡くなるということがあると、これは当然富山市の責任になるわけです。委員長には本質的な議論というか、条例に沿った質疑を先導していただいて、まずこれがどの程度足りないものなのか当局の御意見を教えてください。

環境保全課長 富山市斎場の耐震性につきましては、 I_s 値という指標で見ることができると思っております。富山市斎場には斎場の入り口から入って正面に会館棟、向かって左手に火葬する火葬棟とその手前に葬儀を行う式場棟がございます。これからそれぞれについての I_s 値を御説明したいと思います。会館棟は I_s 値が0.32、火葬棟は I_s 値が0.78、式場棟は I_s 値が0.29という数値でございます。震度6や震度7といった地震に耐えるため公共施設には0.6以上の I_s 値が求められておりますが、特に公共性の高いところについてはさらに1.25倍の0.75以上と言われております。したがって、式場棟と会

館棟につきましては、耐震性を兼ね備えていないということになるかと思えます。

久保委員 その上で心配事が1つあって、施行日が平成30年4月1日からということです。そこまで耐震性を備えていないのであれば、この施行日が果たして妥当であるのかということが出てくるのかなと。地震はいつ起こるかわかりませんので、施行日についてはどのようなお考えでこの日に設定されたのか、もう一度説明をお願いします。

環境保全課長 会館棟、式場棟のそれぞれについて検討しておりますけれども、会館棟の中には斎場全体の電源を見るような電源盤がございます。さらにそこには何かあったときの警報を把握する施設もございますので、この後もその施設を見ていく必要がございます。また、会館棟は民間の事業者さんが利用されておりますので、そういった方たちにもこのようになりますということをお知らせしなければならないため、その期間も必要だと思っております。

環境部長 村石委員からは利用者の立場という視点で、大変いろいろな御心配等々をおかけしているという御発言があったかなと思えます。この

条例の制定につきまして、久保委員からも御案内がございましたが、非常にシンプルな話だというふうに理解をしております、耐震性能の劣っている公共施設をいやくも市民の生命を守る立場の富山市が放置したまま市民の方々に使っていただくことは、これはどう考えても一実を言いますと、いろいろな議論は従前からございましたけれども、これはまかりならないだろうと。記憶に新しいところではニュージーランド地震の例などもございます。それから熊本市での地震の例もございます。久保委員からもございましたが、地震はあした来るかもわからない話でございます、施行期日についても御心配をいただいたというのはその点からだと思いますけれども、ここは最低限の周知期間—利用者・業者への最低限の周知期間ということで線を引いたものが平成30年4月1日だということで御理解いただきたいと存じます。今、環境保全課長からも御説明しましたが、耐震性能は命にかかわる問題でございます。これを放置したままで市民の方々に利用していただくことについては、私どもは行政の立場として責任を持ってないということでございます。一定の利用者があるということも理解しております。その方々の利益と地震がもしあった

ときに失うべき損失、これをはかりにかけますと総合的な観点から今回の条例改正一苦渋の思いもないわけではございませんけれども、御理解を賜りたいとこういう思いでございます。

村石委員

耐震性がないということは大きな要素であると思います。ただ、それはいろいろな課題一廃止することによって発生する影響と総合的に判断すべきだと思います。耐震性について若干質問します。会館棟は1s値が0.32あり、式場棟のほうが1s値が0.29と低いわけですけれども、来年4月1日以降式場棟が多目的トイレや待合室になると聞いているのですが、それは違う……

委員長

村石委員、今はあくまでも条例案件であり、富山市斎場条例の一部を改正する条例制定の件についての質疑でございますので、その点に絞ってお願いしたいと思います。今後のことは条例案件の結果を受けてからの視点になります。

村石委員

耐震性のことに関連して聞いているわけで、決してこの条例の問題と関係がないということではありません。何が言いたいかということ、

そういうぐあいに考えると、当然、式場棟も今後使わない—利用者が利用していたら安全性が保てないという判断になりませんかという質問なのですけれども。関連しているのですが。

舎川委員

今の質問は本来であれば当局の方に答えていただければ一番いいのかなと思いますけれども、先ほど久保委員も指摘されたと思いますが、今回はあくまでも条例のことであり、式場棟や会館棟を残すといった議論は次の報告案件でもあるように、今後どうしていくかという議論はこれからPFI手法の導入についての中でもあろうかなと思います。今回は式場と会館を廃止するという条例案件であります。式場の利用者が多いということについてよりも、今ほどおっしゃっていただいたように耐震性が一番の問題ではなからうかと思えます。市民の安全ということが大前提でありますので、そもそも来年4月までやるということも市民の方へ早目に周知を一あしたの式の最中に地震が発生するというのも本当に危険です。逆にここを使ってもいいのですか、もう閉鎖しなければならないというくらいの思いを実は持っています。式場棟については次の段階の話だと思っていますので御理解をし

ていただければと思っています。

村石委員

では、耐震性に絞ってお伺いしますけれども、私もいろいろと調べてみました。I s 値が0.3未満とか0.3以上とか、いろいろと調べてみたところ、このようなものが見つかりました。要するに、文部科学省は私立小・中学校の耐震性について、I s 値が0.3未満のところは数十%あって耐震化がなかなか進んでいないため、補助金を出して耐震化を進めるといったものがありました。I s 値が0.3未満でもとにかくそこで子どもたちが勉強しています。現実問題としてI s 値が0.3未満だから、そこを使わせないということにはなかなかならない。それは勉強している人もいるし利用者もいるわけだから。したがって、耐震性の問題はあくまで総合的に考えるときの1つの要素であると考えられるべきだと思いますが、環境部長の見解はどうですか。

環境部長

村石委員から文部科学省の学校に対する補助金のお話でしたが、私どもは環境部でございます。環境部の立場として、文部科学省及び教育委員会等々が学校についてどういった耐震をするかやどういった補助を受けてどういった整備をするかについては、私ど

もの伺い知るところではございません。富山市斎場の式場棟と会館棟の機能を廃止する一先ほどから再三申し上げておりますが、市民の生命を守る、こういう強い意思からの廃止案ということを重ねて申し上げたいと思います。

松井委員

確認です。富山市斎場条例というふうに書いてあって、議案説明資料6ページの目的のところにも富山市斎場というふうにしただけ書いていないのですが、実際に富山市が管理している斎場は富山霊園富山市斎場と富山市北部斎場、富山市大沢野斎場、富山市婦負斎場の4カ所がありますので、ただ富山市斎場という言葉だけだと正直どこのことを指しているのかわかりません。それがこの条例案件の文章のおかしなところでもあります。実際の改正内容を見させていただくと、富山霊園富山市斎場以外は式場棟と会館棟を持っていないことは調べるとわかりますが、この文言が基本的にわかりにくいということが一番大きな矛盾であり、悩むところです。富山霊園の施設のI s値は先ほど出ていましたけれども、実際問題、富山市北部斎場や富山市大沢野斎場、富山市婦負斎場のI s値はどのようになっているのですか。実際、今議論されているのは

富山市斎場の議論であって、そうであれば富山霊園だけの話ではなくて、ほかの3カ所もどうなのかということも議論しなければならないと思いますので、ほかの3カ所のことについて教えてください。

環境保全課長 富山市斎場につきましては今ほど御説明したとおりでございます。富山市北部斎場につきましてはI s値が1.076、富山市大沢野斎場につきましては昭和61年に開設しており新基準での設計となっております。富山市婦負斎場につきましては昭和53年の開設ですが、平屋ということで特定建築物には該当せず、耐震診断の義務がないことから診断は行っておりません。

久保委員 議案説明資料5ページのディスポーザー排水処理システム設置補助金について確認したいのですが、参考図を見ますとディスポーザーから流れ出たものが排水処理槽に入っていくことになっております。通常、合併浄化槽や単独浄化槽は法定点検があったと思いますが、この排水処理槽というものは法定点検等の義務は発生するものですか。私はそのまま流れて下水道本管に行くのかなと思っていたのですが、排水処理槽というものが書いてあって

イメージがちょっと沸かないものですから説明をお願いします。

環境センター管理課長 ディスポーザーから排水処理槽以降につきましては、上下水道局給排水サービス課の所管ですので、私は存じ上げておりません。申しわけありません。

久保委員 排水処理槽がどのようなもので法定点検等がどこに課せられるのかわからないけれども、ディスポーザーを入れる人は排水処理槽を設置しなければならないということですね。これは従前からずっとそうなのですか。

環境センター管理課長 この補助金につきましては平成19年度から行っておりまして、都市整備部は1年先に行っています。まちなかの区域は居住対策課が所管しており、微生物で分解するタイプを補助金の対象にしております。まちなかの区域以外を環境部で所管しておりまして、今回は共同住宅でございますけれども、一戸建ての場合にも排水処理槽というものを設けていただいております。

鋪田委員 ディスポーザーの件については所管が幾つかにまたがることはわかるのですが、補助金を

出して議案を提出している以上、システムの概要についてきちんと説明できるように準備をしておいてください。私が聞きたかったことは、補助金を出すということですので、例えば下水道に対する負荷が下がるとか全体でコストが下がるということが重要になってくると思うのですが、それについては御説明はできますか。

環境部長

ディスポーザーがない場合は生ごみになるということで、一部にはリサイクルするものもございますけれども廃棄物となります。ディスポーザーを使うことによりまして処理槽の中で生物学的な処理をすることで、生ごみの総量は減るということでございますので、ゴミの減量化ということもございます。そういったものに寄与するということで富山市は補助金を出す、その辺が補助金を出す意義というふうに御理解をいただければと思います。

鋪田委員

下水道の負荷だけではなく、ごみの減量化ということで環境部が所管するという意義がよくわかりました。
ディスポーザーのほうはこの程度にして、次にセーフ&環境スマートモデル街区整備事業費についてです。民法上の規定の瑕疵担保責

任ということでありますけれども、この後、実際住宅が建っていくときに一基本的にはくいを打ったりするのでそこまで深くは掘り込まないと思いますが、例えば住宅の外構工事において深掘りをしたところ埋設物がまた出てくるといった可能性も否定できないと思いますが、その場合の対応についての基本的なフレームを教えてください。

環境政策課長 造成工事において出たものにつきましては、今回で全て終了ということでございますけれども、この後住宅を建てる際に、委員がおっしゃるとおりちょっと深掘りした際に出てきた場合につきましても、市の瑕疵担保責任ということで損害賠償をしていくことになるかと思えます。

鋪田委員 その都度、また補正予算の議案が出てくる可能性があるというふうに理解しておきます。続けていいですか。次に環境未来都市推進事業の件ですけれども、今回の支援事業には旅費等々が計上されていますけれども、この中に含めてもいいのかなと思ったものが1つあります。海外での環境関係の事業については、当初、市がどうして海外に出て行って税金を使うのかという誤解といいますか、実際には

市内企業が海外展開する際の支援—現地の政府とのパイプをつないでいくということが主な市の役目だという理解がようやく進んでいるのかと思います。我々は大分のみ込めてきたのですが、その辺についての市民の理解がまだまだで、なかなか十分理解できていないところがあるので、例えば渡航に当たって市民向けの広報的な費用も若干含まれていてもいいのではないかと思ったものですから、見解をお伺いいたします。

環境政策課長　今回タバナン県の小水力発電が完成したということで一定の成果がありましたので、それについての広報は、今度広報とやまで市民の方々に詳しく広報する予定にはしております。

鋪田委員　その点はわかるのですが、この議案に関して言うと、こういった形で行くよということも含めて、役務費の中に含めておいたほうがよかったのではないかなと思ったものですから、見解をお伺いしたわけです。

環境部長　今回の申請は案件化調査の段階でございますが、今後の予定にも書いてございますが、来年普及・実証ということのいわゆる本格的な案件の調査に入ることになります。案

件化調査の結果、そんなことがあっては困りますが、普及・実証が立ち行かないという可能性がないわけではないということですので、今、御提案の市民への広報・周知ということにつきましては、普及・実証の採択があつていよいよ本格的にというようなときに考えてみたいと思います。

木下委員 富山市斎場の件なのですが、報告事項ということであとからまた……

委員長 まだ、これからございますので。
ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、これをもって、議案の質疑を終結いたします。
これより、議案第118号中環境部所管分、議案第130号、議案第137号、以上3件を一括して討論に入ります。
討論はありませんか。

村石委員 ただいま議案となっております議案第130号富山市斎場条例の一部を改正する条例制定の件について、社会民主党議員会より反対討

論をいたします。議案説明資料の目的の内容において、会館の利用実績が微増しているにもかかわらず、減少傾向にあるとなることが事実と異なっているのではないかと思います。また、会館が葬儀の小規模化等、近年の葬送習慣にも対応できなくなっているとしていますが、実態としては参列者が少ない家族葬や御遺体の火葬中に法要を行う習慣にも十分対応できていると評価すべきと考えます。かつ、低所得者にとっては利用料が低いことから、経済的負担を軽くしてくれる会館であると考えます。次に、施設に必要な耐震性を備えていないことから利用者の安全確保ができていないとしていますが、一方で火葬棟横の耐震化されていない式場については、平成30年4月1日以降は火葬場利用者の待合室として使用するとしていることを聞いています。また、会館1階の事務所は所長などの職員が今後も使用することを考慮すれば、耐震性を備えていないということをもって会館の機能を廃止する根拠とはならないと考えます。以上、反対討論といたします。

松井委員

議案第130号に対して、自由民主党より賛成討論をいたします。富山市が管理している斎場は富山霊園富山市斎場、富山市北部斎場、

富山市大沢野斎場、富山市婦負斎場の4カ所があり、そのうち葬儀を行う式場や法要などを行う会館を設けている斎場は富山霊園富山市斎場のみであり、その斎場は昭和42年に建設され、建設から50年がたち、老朽化も進んでいます。何より耐震診断で重要とされるI s 値を調査した結果、火葬場や胞衣及び産汚物焼却場の数値は0.78ありますが、式場棟が0.29、会館棟が0.32という結果が出ています。公共施設としてはI s 値が0.7を超えることが望ましいと言われているにもかかわらず、富山市斎場の式場棟と会館棟はI s 値が0.3であり、地震に対して倒壊または崩壊する危険性が高い構造物と言われている状態にあります。そのようなことを考えると、万が一、施設を利用している際に地震などが起きたことを考えると、むしろ対策をとるのが遅かったくらいであり、利用者に対する安全確保ができていない状況が現在も続いています。そのため利用者の生命や身体の安全を確保する観点から、この富山市斎場条例の一部を改正する条例制定に対して、自由民主党より賛成いたします。

委員長

ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長

これをもって、討論を終結いたします。
これより、議案第130号を挙手により採決いたします。
本案件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長

挙手多数であります。
よって、本案件は、原案可決されました。
次に、議案第118号中環境部所管分、議案第137号、
以上2件を一括して採決いたします。
各案件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

御異議なしと認めます。
よって、各案件は、原案可決されました。
以上で、環境部所管分の議案の審査を終了いたします。
次に、「富山市斎場の建て替え及びPFI手法の導入」について、

当局からの報告を求めます。

環境保全課長　〔委員会資料により説明〕

委員長　ただいまの説明について、何か質問はありませんか。

村石委員　委員会資料２ページ目の「３．富山市PPP事業手法検討委員会での検討について」ですが、ここで検討した結果、異論はなかったということですが、その検討内容について企画管理部から環境部へ来ているのかどうかについてお伺いします。

環境保全課長　この検討委員会はこのことについて詳しい知識がある専門家で構成されており、どのような事業手法が一番いいかといったことを選択する場面でそのことを議論されたといったこととございます。この検討委員会にはこちらのほうからも職員が説明に出ております。

委員長　確認ですが、村石委員の質問はこの検討結果が企画管理部に行ったのか、環境部に来たのかということですか。

村石委員　検討委員会の所管は企画管理部行政管理課で

すが、そこで検討されたものが環境部のほうへ来て、環境部の中でまたいろいろな議論をしてきょうの報告書をつくられたと思うのですが、具体的に検討された内容の資料をいただいているのですかという質問です。

環境保全課長 検討委員会の中では斎場のことを検討されておりますので、当然所管している行政管理課と協議しながら、こちらもベースになる資料をつくって出しています。使っている資料については基本的に環境部でつくったものになります。

村石委員 栃木市でも斎場再整備事業に係るPFI導入可能性調査ということをして、概要版が今年8月にホームページに載っています。栃木市の場合、そこでどのような議論をされたかということも載せています。そこにはPFIがいいということも書いてあるのですが、一方で、PFIの課題—地元企業がなかなか参入しにくいのではないかとか、デメリットも当然あるということもしっかりと書いてあるので、本当は、富山市でどのような検討をされたのかというものを公表してほしいというぐあいに思います。

次を最後の質問にします。事業スケジュール

について、基本計画を平成29年度中に発表するということになってはいますが、基本計画について公表し、パブリックコメントを募集するのかどうかをお聞かせください。

環境保全課長 今ほど委員がおっしゃられましたように、基本計画についてはパブリックコメントを募集して、皆様からの意見を伺うというふうな予定にしております。

村石委員 基本計画はいつごろ出る予定ですか。

環境保全課長 まだ何月ごろというものはなくて、年度末ごろの予定になろうかというふうに思っております。

鋪田委員 斎場の整備については昨年もこの委員会で高崎市の斎場を視察しましたし、これまでも委員会や会派で大分市の斎場を見るなどしております。この整備については、引退されて亡くなられました笹木元議員さんが地元で大変御苦労や努力をされていらっしやったかと思えます。そのようなことを考えると、事業スケジュールの中にちゃんと入っているのか確認をしたいのですけれども、地元への理解といたしますか、御理解をいただく工程というの

はこのスケジュールの中でいうとどこに入るのですか。これは非常に大事なことだと思います。煙突をなくしたりということをやったときも、笹木元議員さんも一緒になって地元はかなり説明されていたことを我々も知っています。その辺が非常に大事ですので、これがどこに含まれているのかを教えてください。

環境保全課長 この後、基本構想ついてパブリックコメントを行います。その際に、方法をどのように選べばいいのかはあるかもしれませんが、その時期に地元の皆様からの意見をお聞きしなければというふうに思っております。

環境部長 地元への説明について非常に大事なことであるという認識はございまして、きょうの委員会で斎場の建てかえということ初めて御披露申し上げたということでございますので、きょうの委員会を契機に地元への説明会を、こういった形になるのかはまた検討しますが、ただ1つ言えますのは、今の場所からどこか違った場所で建てるとか、新たな敷地で建設するということではないということでございまして、今の敷地から1ミリメートルたりとも余分なところには出ないということでの建てかえということもございまして

で、その辺は地域住民の方にも概ねの理解を得られるのではないかなと思っておりますが、新しいものができるという意味での説明には同わなければならないと思っております。

鋪田委員

環境部長に答弁いただいたのでこれ以上あまり突っ込みたくはないのですが、環境部長もよくわかっていらっしゃると思いますが、現行の場所で建てかえるとしても、それはそれで地元の理解というのは必要だということをかねがね笹木元議員もずっとおっしゃっておられたことなので、そのことを含めて事業スケジュールの中にしっかりと落とし込みをしていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

木下委員

事業スケジュールなのですが、先ほどのお話の中で設計・建設とありますけれども、平成33年10月から一部施設をもう供用開始ということですが、詳しくお聞かせいただけますか。

環境保全課長

どれくらいの期間を設計ということはまだはっきりと見えているわけではございません。おおよそ2年半くらいの中で設計と建物の建設、あともう1つは既存の施設の中で火葬業

務を行いながらということになりますので、その調整もあります。それから新しい施設で火葬ができるようになった後でなければ今現在使っている施設を解体することができないということになります。大きな項目としてはそのようなことを予定しております。

木下委員 わかりました。

委員長 ほかに質問はございませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ほかにないようですので、この程度にとどめます。

次に、環境部所管分で、議案及びただいまの報告以外に、何か質問はありませんか。

久保委員 斎場のことに関して確認ですが、委員会資料の中にも死亡者数が今後増えていくということが書いてあります。議案とは関係ないので今この場で質問しますが、炉の数が将来的に足りるのか、将来富山市で火葬待ちで葬儀ができないといった状況が生ずる可能性があるのかについて多分検討されていると思いますので教えてください。

環境部長

先ほどの環境保全課長の説明で現行の11炉を維持すると。この11という数字は現行どおりでございますが、多分、久保委員の御質問の趣旨は平成52年—平成の52年はもうないので、ピークの際にこの11炉で果たして回るのかというような御趣旨だろうと思っております。その点で御説明申し上げますが、当然ピーク時に合わせた炉の数というものは推計をしなければなりませんので、その意味で推計をしております。現行の11ですとピーク時でも概ね2回転程度—1つの炉を1日に2回程度で回せると。火葬する市民の方々をお待たせするような時間が生じないというものが大体2回転ということでございまして、平成52年の6,100人余りのピーク時でも11炉を整備しておけば、余裕があるという言葉が適切かどうかはわかりませんが、つまり十分に需要に対応できる炉数ということで御提案を申し上げたいと思っております。

有澤委員

もし、おやめになった高森元議員さんがおいでになられたら多分聞いたと思いますが、カラスの問題です。来年はねんりんピックも開催されるので、何千人という方が本市を訪れるわけです。やはり、ふん害のないきれいな

富山市であってほしいと思いますが、現在、カラスの個体数は減っているのですか。

環境保全課長 例年2月に2回、生息数を調査しておりまして、多い時には1万羽を超えた時期もございましたけれども、ここ数年は4,000羽前後くらいで推移しており、減少傾向だと思っております。ことし6月からカラス対策を強化しなければならないといったことでおりの増設を進めてきております。新たに設置したおりが劇的に増加しているというわけではまだございませんけれども、最近の捕獲状況で言いますと、ことし11月末現在では城址公園で平成28年度に150羽程度だったものが平成29年度は350羽程度、大山地域のフラワーセンターに設置しているものでいいますと平成28年度に130羽程度であったものが平成29年度は270羽程度です。ほかにもおりを設置しておりますけれども、平成28年度11月末現在で350羽だったものが、今年度におきましては740羽となっております。これだという理由はつかんでおりませんが、捕獲数は増えている状況であります。

有澤委員 今回の対策としてはおりで捕獲するということ

のみですか。いろいろと科学的なもので追い
払うといったことはしていないのですか。

環境保全課長 今年6月からメーンで対策を強化しているの
は捕獲ということであり、現在進めているの
は建物の屋上におりを置いて捕獲するという
ことに力を入れております。

環境部長 捕獲以外に何か考えられないのかという御質
問だろうと思っておりまして、さきの6月定
例会の江西委員からの御質問にも、超音波、
音、光、そういうものもやってみたらどうか
という御趣旨で……やったのです、全てのこ
とを。1回は効果がありますが頭が良く、な
れて、これは自分たちに危害が及ばないとな
ったら、富山弁で言うともう「はちはん」に
なってくるということで追いかけてください。
そこでの私の答弁はいまだに皆さんから反響
がありますが、羽の生えた霊長類—カラスの
脳の進化は鳥の進化のそれとは全く異なる過
程を経ており、霊長類の進化を遂げていると
いう学者がいるということで御披露させてい
ただいたということだったのですが、いずれ
の都市も苦慮しているということでございま
して、そこで一番効果があるというのは捕獲
—江西委員に言わせると原始的と言いますか、

定番的ということで、今少しお金をかけて3年間やってみようというのが先ほどから説明している事柄であります。

有澤委員

最近のカラスの移動経路について、実は、かつてなかったことをこの目で見ています。ということかということ、今は恐らく中心市街地—この近辺で対策をしていると思います。私は夕方、富山大学や県営富山野球場・陸上競技場のところにある五福公園に運動に行きます。今まで夕方にカラスはいませんでした。ところが中心市街地に来る一歩手前の五福公園にもものすごくカラスがたむろし、集団で集まるのです。五福公園は芝生広場も結構ありますが、芝生が真っ黒になるくらいカラスが一時休憩をして、ある時間帯になると恐らくこの近辺に来ると思います。カラスは日中あちらこちらに散らばって、ある時間になると戻ってくると思いますが、恐らく何ルートかあって今みたいに五福公園で一服するので、その段階で何か対策は考えられないのですか。運動しながらカラスを見ていつも思っています。中心市街地の対策も必要だけれども、一歩手前のところで中心市街地に持ってこないという方法も考えてみてはどうですか。

環境部長

今回予算をつけていただきましたのは中心市街地—これはイコールねぐらであり、中心市街地がねぐらなのです。多分、五福公園で一服するというのは餌場から餌を食べてそろそろ寝に戻るかというところで一服している風景ではなかろうかなと思っておりまして、そういったルートはいろいろ—西のほうから来るものもあれば、大沢野方面から来るのもあればということ、かなり複雑な行動特性を持っていると理解しております。五福だけでいいのか、ほかのところも必要なのではないのかということがございますので、最後に集まるねぐらで一網打尽にしようというのが今回の対策でございます。大山地域や大沢野地域、浜黒崎辺りの餌場と称されるところにもおりを仕掛けております。そこでも一定のことはしております。ただ、散発的にどこにでもおりを仕掛けていいというものではないということも専門業者から聞いておりますので、寝に帰る最後のところで集中的に捕まえるということで今は対策をとっております。3年間ということがございますので、少し長い目で見てやっていただければなと思っておりますが、ただ市長からも厳命を受けておりまして、とにかくカラスを減らせと。ゼロにはできませんし、しません。ゼロにはできません

が、市長お得意の言葉で皮膚感覚として最近富山市からカラスが減ったなというようなところまで何とかやりたいなという意気込みだけは持っておりますので、ぜひ見ていただければとこのようなつもりでおります。

江西委員

議事録に残ると困るので訂正させていただきます。私は原始的でだめだと言ったのではなくて、奇をてらった方策が逆にだめで、捕獲及び銃殺……何と言いますか、それをもっと積極的に行いますか、そういった手段しかないのではないかという観念を持ってやっておりますが、これが反対となって議事録に残ると困りますので訂正させていただきたいと思っております。加えて、前回、ドローンの社会実験をことし行うというものがあったと思っております。ドローンを活用してのカラスの駆除というものはどうなったのですか。

環境保全課長

ドローンの社会実験につきましては、今年度の8月中旬に実施しております。呉羽地区において梨の収穫時期に行えば効果が見られるのではないかという点で実施させていただきました。方法としましては、人間がカラスの動きを見ながらドローンを操縦するというところで始めたわけでございます。結論から言い

ますと、確かに、ドローンで追いかけますと明らかに逃げていくというのは確認されておりますし、効果はあると思っています。また、どのようにすればより効果が高まるのかということで、ドローンの色を変える—白色と黒色の色を変えてみるとか、あるいは反射材みたいなものをつけたらどうかとか、あるいはタカが天敵でございますのでそのような音を鳴らしながらやってみたらどうかとトライしております。それらのことをまとめてみますとドローンで追い払うことについては効果があるということがわかっております。ただ、先ほども環境部長がおっしゃられたように、やはりなれるというのはこの期間の中でも実際に業務をやっていた者が感じたこととして聞いております。

委員長 ほかに意見はありますか。

〔発言する者なし〕

委員長 ほかにないようですので、この程度にとどめます。

以上で、環境部所管分を終了いたします。

これで、12月定例会の当委員会に付託されました、全議案の審査は終了いたしました。

ここで、委員長報告について御相談いたします。委員長報告については、正・副委員長に御一任願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように取り計らいます。
これをもって、平成29年12月定例会の厚生委員会を閉会いたします。

平成29年12月定例会
厚生委員会記録署名

委員長 堀 江 かず代

署名委員 鋪 田 博 紀

署名委員 有 澤 守